くらしの相談所

【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎28-9110）

「電気料金が安くなります」という勧誘に注意してください

【事例】

知らない事業者から「今よりも電気料金が安くなります。電気料金の明細を教えてください」と電話で勧誘があり、電話で言われるまま、料金明細に書いてある「住所」「お客様番号」などの情報を伝えてしまった。後日、送られてきた書類を確認すると、電気契約の切り替え手続きをしたことになっていた。

【トラブルに遭わないために】

▼必要がなければ、きっぱり断りましょう

▼切り替えに必要な「供給地点特定番号」などは電気会社が発行する「電気量のお知らせ」に記載されていますが、安易に情報を教えてはいけません

▼大手電力会社の名称をかたり電話勧誘してくるケースもあります。勧誘を受けたときには、事業者名や内容を納得できるまで確認しましょう

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く9：00～16：00（受付は15：30まで）

司法書士による無料消費生活相談 要予約

とき＝6月2日㈭13：30～16：30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎28-9110）

消費生活センターからのお願い

消費生活センターでは、相談受付時に、住所、氏名、電話番号、職業などの個人情報をお伺いします。相談内容の信用性確保、統計処理のためにご協力をお願いします。提供いただいた情報は、本人の同意を得ずに他の目的で利用することはありません。